

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都新宿区

## 2 構造改革特別区域の名称

専門職育成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

東京都新宿区の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

新宿区は、大学・専修学校等の多い文教地域であるとともに、業務商業系を中心とした企業が集積している。

更に、新宿区は交通アクセスの良さに加えて、多様な人材・産業・情報の集積、豊富なオフィスなど、事業を行うには卓越した優位性をもっており、未来をリードする新産業を創出することが可能な地域である。

一方、経済を取り巻く状況は、グローバル化、規制緩和、産業の空洞化、技術革新など、大きな構造的変化の中にあり、職業人に求められる能力も高度化してきている。

新宿区は、区内の産業政策において「企業経営の改革による既存産業の強化と新産業の創出」を目指しており、高度なIT教育の充実をはじめ実社会で即戦力となる専門性の高い人材の育成が求められている。

このような現状の中で、専門職育成特区として、ITユーザやプログラマの国家資格取得に関する特例を有する講座を区内の教育機関等で開設することにより、高度なIT資格を有する専門性の高いユーザや技術者を育成するインフラを整備することができる。

また、新宿区は文化・観光施策として、「芸術・文化の拠点」、「創造都市新宿」に向けた「新たな文化の創造と発信」の取り組みを始めたところである。この中で、実践力のある高等芸術教育機関である芸術系大学の設置は、芸術・文化の拠点、創造都市としての区のイメージ向上とメディア・コンテンツのクリエイター及びプロデューサーを養成できる高度専門教育機関の誕生につながり、多文化共生を視野に入れた伝統芸術分野の多面的展開にも結びつけることが可能となる。

新宿区が目指す21世紀の柱となるべき産業を創造するために、更には既存産業の改革をして活力に満ちた産業を再構成するためにも、次世代産業活動を担う優れた「人材」を輩出する教育改革が必要であり、専門性を重視した教育は十分に役割を果たすと期待できる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

第一に、近年深刻化する若年者の就職問題に関し、地域経済を担う有望な人材を育成することは急務である。

このような状況のもと、即戦力となる人材を地域に輩出することにより、新しいビジネスの立ち上げや既存産業の再構築に繋がるとともに、地域産業の活性化が期待できる。

また、新宿区は日本をリードする企業の集積や国際的にも開かれた地域であり、この新宿区で専門性の高い人材教育を行うことの意義は大きいと考える。

更に、若年者の流入が高い新宿区において、若年者が有為の人材として社会貢献できるチャンスを創ることは、少子高齢社会の活性化に不可欠である。

第二に、特区における修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の特例措置を実施することで、国際競争力に耐えうる高度IT技術者の養成機能を強化することが可能となる。

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業を行う学校法人電子学園の設置する日本電子専門学校は、昭和26年に日本ラジオ技術学校として創立されて以来50年以上にわたり新宿区において時代に即した実践的なエンジニア教育を行ってきており、このような学校が「通学の利便性」に優れている本区で高度なIT教育を行うことは、おおいに意義があることだと考える。

第三に、高度専門教育機関である芸術系大学を新宿区に設置することで、芸術・文化の拠点・創造都市に向け、区施策である「新たな文化の創造と発信」の促進と、メディア・コンテンツ分野における高度専門職育成が可能となる。

新たな大学設置にあたり、商業・企業等による土地の集積が高い新宿区では、運動場や空地を設けることは、非常に困難である。この度、特例事業である「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業」及び「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業」を適用する学校法人関西女子学園が設置する宝塚造形芸術大学は、「芸術と科学の協調」を建学の理念とし、より高度の芸術教育、舞台芸術関連教育の実践と、IT等先端的情報通信技術を存分に活用した芸術・情報教育の教育・研究体制を充実させている。

また、コンテンツ産業分野の高度専門職業人養成のパイオニアとして、メディア・コンテンツのクリエイター及びプロデューサーの養成実績とともに、専門学科を設置し高度専門職の養成機能を拡充・強化が図られている。

同大学の設置により、地域住民の芸術文化に対する理解促進、生涯学習の新たな機会の提供、創造都市としての目的達成に向けた牽引的な役割を果たすとともに、新宿区から芸術感性豊かな人材と高度専門職業人の輩出が期待できる。

以上のように、当特区の実現により、新しい分野での産業を牽引する人材を育成するとともに新宿区の持つポテンシャルが最大限に引き出される。このことが、地域ばかりでなく日本国内産業ならびに経済の活性化、雇用問題の解決、更には多文化共生をも促進する役割を果たすと考えている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 地域産業を担う人材の育成

前述のとおり、新宿区は商業・文化の中心地であり、多くの人々の活動と交流の場となっている。そして、産業の構造改革が求められている今、高度な知識及び活力をもった人材、そのような人材を育成する環境が必要とされている。しかし、従来の大学は、学生・社会人が要求する教育内容を提供できているとは必ずしも言えない。そのため、学生や社会人は各々が通う学校や会社とは別に、自身が求めているスキルを身につけるための学校に通っているという事態が生じている。そしてまたその一方で、若年者が卒業後の就労につながりにくい状況を招いている。

本計画の実施により、当地域におけるこれらの状況を改善し、高等教育機関同士が学生の視点に立って教育内容そのもので真摯に競い合うことで教育産業を活性化することができる。その結果、産業の生産性が向上し、既存産業が強化されるものと期待される。

また、実践力のある高等芸術教育機関である芸術系大学が開設されることにより、新宿区から芸術感性豊かな人材と高度専門職業であるメディア・コンテンツのクリエイター及びプロデューサーを輩出することが可能となる。その結果、新たな文化の創造と発信となる「芸術・文化の拠点」、「創造都市新宿」として地域住民の芸術文化への理解の拡大などが期待される。

また、就学や就業に最適な交通アクセスの良さを持つ本区は、起業に適した地域でもある。修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業を行うことにより、高度なIT技術を修得できるインフラを整備し、専門職を育成する特区としての新宿区に、教育機関、IT関連企業、就学希望者、IT関連技術者が集まって、新産業創出に対する機運が高まり、未来の新宿区の地域産業を担うことに繋げることができる。これらの動きは、教育機関と産業界の協力関係の強化に拍車をかけ、インターシップや産学連携などの動きが活発になり、国家戦略である「e-Japan戦略」の重点政策の一つである、「IT技術者育成強化」へと繋がっていくものと期待される。

### (2) 地域及びわが国全体の経済活性化

経済活動の基盤をなすのは、「人」である。そして、「人」を形作るのは、「教育」である。つまり、教育の活性化は、経済活動の活性化につながる。

高等教育の活性化は、新宿区においてのみならず国家全体に関わる問題である。新宿での高等教育機関の成功事例は、全国の高等教育機関を刺激し、若年者就職問題の解決等に役立つとともに、わが国全体の経済活性化につながることを期待される。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業による経済的・社会的効果

IT等の情報関連サービス業は、日本の産業の根幹を担う分野であり、今後も高い成長が期待できる。最近の情報関連産業の大きな流れとして、プログラミングを中国や台湾などに外注して人件費を安く押さえようとする企業が増えてきている。自動車などの製造業のように、情報産業界にもいわゆる空洞化が起りつつあるのが現状である。

プログラミングが完全に海外で行われるようになった場合は、日本ではシステム設計という、より高度な技術が要求される作業を行う事が情報産業（特にシステム開発を主に行っている企業）にとって健全に経営活動を継続させるための重要な手段となる。つまり、日本のIT関連産業の発展は、より高度な技術者を育成できるかにかかっている状況にある。

本特例措置により基本情報技術者試験の合格者が輩出され、新宿区の企業に就職することにより、新宿区のIT関連企業の生産性を高めて業績を向上させ、その結果として地域経済、ひいてはわが国全体の経済活性化がもたらされることが期待できる。

## (2) 芸術系大学設置による経済的社会的効果

新宿区に宝塚造形芸術大学東京新宿校舎が設置されることによる経済効果としては、学校の収容定員が約520名であることから、学生1か月1名あたり食費等で3万円を消費するとすれば、月額約1,560万円となり、年額に換算すると約1億8,700万円の消費があると考えられる。さらに、学校スタッフ約100名で年額3,600万円の消費が見込まれ、計2億2,300万円の需要が考えられる。

また、社会的効果としては高度な専門職業人の輩出、芸術感性豊かな人材の輩出、IT等の先端的情報技術活用拠点の充実が見込まれる。さらに、社会人の新たな学習機会の実現、多様な学生交流の実現、デザイン支援セミナー等の開催による地元中堅・中小企業との連携強化、デザイナー等独立企業志向の人材輩出、インターンシップ等による地元企業との交流・連携、デザイン分野における産学連携拠点の確立、知的・専門的な学術領域の拡大・強化、新規学生層の流入による社会的活性化、関西文化圏との交流機会の拡大、芸術大学の有するノウハウの地元伝播等の多くの効果を期待することができる。

## (3) 間接的な経済効果

基礎的な地方公共団体にふさわしい事務権能の拡充と財政自主権の確立を目指している本区としては、財源をいかに確保するかは重要な課題である。今後、企業や大学等を多数抱える当区の地域特性を踏まえ、地方税源の移譲などについて求めているところである。これら税源がいずれ適切に本区に移譲され、安定的・恒久的な財源確保の道が開かれることを念頭におけば、本構造改革特別区域の設置は、本区の歳入確保に役立つものと考えられる。

## 8 特定事業の名称

- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（別紙①参照）
- ・ 829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（別紙②参照）
- ・ 1132(1144, 1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開

## 設事業（別紙③参照）

### 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

#### (1) 地域経済活性化の促進

本区では、民間企業とのパートナーシップによる地域活性化を標榜しているが、職業能力開発に重点をおいた大学が設立されれば、大学が有する職業に関するノウハウや大学が輩出する高度専門職業人によるコミュニティービジネス支援、地域密着型企業の活性化を促す効果を期待することができる。更に、地元企業と大学の間で学生の実務研修に関する提携を行えば、インターンシップ等により、地元企業の発展を促すこととなり、地元企業が発展することにより基礎自治体の経済基盤拡充に大きく寄与する。

#### (2) 新しいビジネスの創出

新宿区は、「産業都市『新宿』」の実現に向けて取り組んでいるところである。区立産業会館を中小企業支援の拠点として位置づけ、経営改革や新産業の創出、後継者や企業家育成などを行っている。本区に開校する実践教育に重点をおいた大学との連携や、高度なIT技術に関する国家資格を修得することのできるインフラが充実することにより、新しいビジネスへの創出に繋げることができる。

また、高い専門性を有した人材が、地域に輩出されることにより、新宿区の産業の活性化に大きく寄与する。

#### (3) 「新たな文化の創造と発信」

新宿区は「芸術・文化の拠点」、「創造都市新宿」に向けた「新たな文化の創造と発信」に取り組んでいるところである。実践力のある高等芸術教育機関である芸術系大学の開設は、新宿区から芸術感性豊かな人材の輩出、地域住民の芸術文化への理解の拡大や区のイメージ向上、多文化共生を視野に入れた伝統芸術分野の多面的展開に大きく寄与する。

## 構造改革特別区域計画（別紙①）

- 1 特定事業の名称  
828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
学校法人 関西女子学園
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容  
＜事業関与主体＞  
学校法人 関西女子学園  
理事長 池田正男  
住所：兵庫県宝塚市花屋敷つつじガ丘7番27号  
＜事業が行われる区域＞  
東京都新宿区の全域  
＜事業の開始時期＞  
平成17年4月～  
＜事業により実現される行為＞  
学校法人 関西女子学園による運動場の代替措置を講じた大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

本件特例を受けようとする学校法人関西女子学園は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺に宝塚造形芸術大学の東京新宿校舎を取得しての設置であるため、運動場のスペースが存在しない。

このため、代替措置として、校舎から至近距離にあるスポーツクラブの法人会員に加入する措置を講じることとする。これにより、学生は早朝から夜間までの広い時間帯に、スイミングプール、トレーニングジム等の多彩な施設利用が可能となる。

なお、同措置により体育、スポーツを希望する学生の要望に応え、豊かな人間性を育むための健康増進施設を確保するが、卒業に必要な単位及び授業科目として体育実技科目を設けないこととする。

これは、同大学のコンテンツの教育・研究分野が、特に専門的・技術的な知識を要する分野であり、それに関連する多数の分野が相互に深い関連を有し、かつそれぞれが非常に進歩の早い分野のため、この教育上の特徴及び学生の要望に十分に答えるためである。カリキュラム構成においては、一般的、

教養的科目の負担を軽減し、専門科目を厚く配置し、各コースの専門領域の科目を1年次から4年次に亘るまで配置、順次高度・最新の内容を高い密度で講義及び演習に取り入れていく体系をとることとする。

以上により、本計画の実施に際し、事業者に運動場の設置を求めることは困難であり、また運動場の設置を求めずとも教育・研究に支障を生じないものと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

## 構造改革特別区域計画（別紙②）

### 1 特定事業の名称

829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 関西女子学園

理事長 池田正男

住所：兵庫県宝塚市花屋敷つつじガ丘7番27号

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

<事業関与主体>

学校法人 関西女子学園

<事業が行われる区域>

東京都新宿区の全域

<事業の開始時期>

平成17年4月～

<事業により実現される行為>

学校法人 関西女子学園が空地を設けることなく、新宿区で大学の運営を行うことができる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本件特例を受けようとする学校法人関西女子学園は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺に宝塚造形芸術大学の東京新宿校舎を取得しての設置であるため、学生の休息・その他に利用するのに適当な空地のようなスペースを校舎外に確保するのは非常に困難である。

このため、代替措置として、校舎内に学生が休息等に使用する学生ホールを設置する。学生ホールの面積は200㎡程度を確保し、休憩用のソファ、椅子、テーブル、緑樹、テレビなどの娯楽用品、飲料自動販売機を設置する。

さらに講義室に授業が入っていない時間は、学生の自由使用可能の時間帯を設け、その時間帯を予め掲示する等、学生が利用し易いものとする。

以上により、本計画を実施するにあたり、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。



## 構造改革特別区域計画（別紙③）

### 1 特定事業の名称

1132（1144、1146）

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人電子学園 日本電子専門学校

設置者 理事長 多 忠和

住所：東京都新宿区百人町1-25-4

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

＜事業関与主体＞

学校法人電子学園 日本電子専門学校

＜事業が行われる区域＞

東京都新宿区の全域

＜事業の開始時期＞

平成17年4月～

＜経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画＞

(1) 基本情報技術者講座（Aコース）

別添資料1のとおり

(2) 基本情報技術者講座（Bコース）

別添資料2のとおり

(3) 基本情報技術者講座（Cコース）

別添資料3のとおり

(4) 基本情報技術者講座（Dコース）

別添資料4のとおり

＜修了認定の基準＞

当該認定に係る講座を7割以上の出席をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

＜修了試験の実施方法＞

(1) 修了認定に係る試験は当該講座ごとに年2回実施する。実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

(2) 修了認定に係る試験は当該規制の特例措置の適用を受けようとする

者の施設で実施する。

(3) 修了認定に係る試験は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し、試験結果を独立行政法人情報処理推進機構に報告するものとする。

(4) 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が認定講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合に、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通知識を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるが、本特例措置を受けようとするものは、以前に通商産業省（現経済産業省）が実施した「情報化人材育成学科認定制度」において本特例措置と同等な講座の運営を行ってきた実績がある。

そのような者が、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座を開設し、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図り、情報処理技術者のより効果的な育成を目指すことによって、より多くの高度な技術を持った情報処理技術者を輩出することになり、情報産業活性化などの地域経済の発展に貢献することが期待できる。